

(年金制度)：EU の職域年金の財務規制

EU 統合の影響は商取引ばかりでなく、職域年金の分野にまで広がってきている。欧州大陸の職域年金は、必ずしも事前積立方式が義務ではないが、その規制は各国によりさまざまである。しかし、域内の企業活動の活発化と、労働移動の自由化に伴い、各国の年金財務規制について一定の調和化が要請されているため、最近の EU の職域年金規制の動向を紹介する。

欧州連合では、現在、銀行規制のバーゼルⅡが一段落し、その保険版規制であるソルベンシーⅡプロジェクトが山場を迎えつつある。それに平仄を合わせるように職域年金に関する議論も続いているが、欧州の職域年金には、事前積立を前提としないドイツのブックリザーブ方式やフランスの AGIRC, ARRCO のような制度もあり、各国規制の調和は保険規制のように必ずしも容易でないようである。しかし、オランダのように、銀行、保険と年金を一体として整合的な財務規制を導入した国もあり、合意に向けた努力が続けられている。

そもそも、IORP (職域年金を表す EU 独特の用語法; institutions for occupational retirement provision) に対し、加盟国の指導監督機関が規制の相互認証を行うことを内容とする、2003 年 12 月の IORP 統一指令 (Directive 2003/41/EC) で、EU 域内の職域年金のあり方が方向づけられた。IORP 指令は、プルードメントマン・ルールを資産運用に関する基本的な考え方として、職域年金が国境を跨いで自由に運用や基金運営ができるようにするが、同時に受給権保護など最低限の規制を共有化しようとするものである。

ここでは、財務規制を中心に欧州の直近の状況について見てみたい。IORP 指令では、事前積立方式の IORP 以外は、国境を越える活動ができないことになっている。事前積立方式の IORP については、十分な水準の技術的準備金 (いわゆる責任準備金) の積立が要求される (15 条 2 項)。また、最低積立基準は十分に慎重な評価が行われなければならない (15 条 4(a) 項)。さらに、予定利率は、①IORP の保有する資産の利回りと将来の投資収益率、または、②安全性の高い債券の市場利回りを考慮に入れて決定しなければならない (15 条 4(b) 項) とされた。さらに、この技術的準備金は IORP が属する加盟国の数理基準に基づき、アクチュアリーによって計算・認証される必要がある。なお、IORP 指令では、欧州の職域年金の多様性に鑑み、IORP 自身がリスク負担者でない一般ルールに加え、IORP 自身がリスク負担者 (いわゆる保険者) である場合も規定しており、その場合には技術的準備金に加え、ソルベンシーマージンの保有を義務付けている。オランダの規制は、このケースに当たるものである。

さらに、職域年金の積立不足の問題について EU 指令は次のように整理している。まず、国内だけで活動する IORP については一定期間内の積立不足は許容するが、その場合でも母体企業倒産時の従業員保護 (老齢給付などの受給権と受給期待権) に関する別の指令に従うものとされた。他方、国境を越える IORP の積立不足に対しては、IORP の監督権を持たない国は、その従業員債務と資産を囲い込む (ring fencing) ことを要求できることとした。このように、IORP 指令は、各国の職域年金監督の独自性を否定しているわけではないが、国境を跨ることによって生ずる問題については「相互認証」によって問題解決を図ろうとしている。

図表1は、欧州各国の事前積立型の職域年金制度（IORP）の最低積立基準に関してまとめたものである。2003年12月末現在の調査であり、例えば、2007年からFTKが適用され枠組みが大きく変化したオランダの状況は反映されていない（オランダについては本誌2005年7月号（vol.109）を参照）。

図表1：最低積立基準の積立方式と予定利率

	積立方式	予定利率の上限（年率％）
ベルギー	ABO1+GMO+死亡に対するSM	6.0%
フィンランド	ABO1	4.0%から3.5%(2013年)まで引下げ
ドイツ	ABO1(※)+約4.5%SM+EA	2.75%~4.0%
アイルランド	ABO2(※)+GMO+EA	受給者は長期債利回り、加入者はプラス α
ルクセンブルグ	ABO1	5.0%
オランダ	ABO1(※)+SM+EA	4.0%
ポルトガル	ABO1(※)	4.5%
スペイン	PBO+GMO+4%SM	4.0%(インフレ率1.5~2.0%、昇給率2.5~3%)
英国	ABO2(※)+GMO+EA	典型的には受給者4.8%、加入者はプラス α

（資料）Groupe Consultatif（EUアクチュアリー関連の調査団体）の調査結果（2007年5月改定）のまとめの表を下に示す。（www.gcactuaries.org参照）この表にあるのは事前積立型の職域年金がある国が対象なので、非積立型のフランス、確定拠出型が中心のデンマークやイタリアなどが含まれていない。（※）は脱退率不使用を表す。

ここで、ABOは累積給付債務、PBOは予測給付債務を表す。ABO1は既発生債務を現在給与で算定するが、ABO2では制度にインフレスライド条項が組み込まれているため再評価給付を使用していることを示す。GMO（generous member option）は早期退職・死亡などへの加算給付に対する特別準備金であり、SMはソルベンシーマージン、EAは運営経費の引当金を表している。これを見ると、EU域内での職域年金の多様性を反映して、積立方式や予定利率のルールに極めて大きな幅があることが分かる。

積立方式では、スペインのみがPBOを採用している。これはスペインのIORPが最終給与比例なので、将来給与の上昇に伴う掛金上昇を平準化できるようにしているためである。EU諸国では、年金給付設計は徐々に最終給与比例から平均給与比例に変更される傾向にあり、他の国ではABOを採用している。ABO1はPBOの40~50%、ABO2も75~80%に過ぎないと指摘されているようにABOでは、実績の変動や付加的な給付への備えが弱いこと、補足的な強化策を講じている。強化策は、脱退率を使用しないこと、死亡給付や早期優遇退職給付に関する特別準備金（GMO）、ソルベンシーマージン（SM）、経費の引当金（EA）などである。

予定利率では、明示的に上限そのものを規制する国が大部分であり、2.75%から6%までの幅がある。3カ国（スペイン、アイルランド、英国）が利率だけでなくインフレ率、昇給率をセットで規制しているが、これは、年金給付が最終給与比例であり、職域年金給付にもインフレスライド条項が組み込まれていることに関連していると思われる。このように最低積立基準をとっていても、各国の規制は区々である。今後、IORP指令を批准する国々がどのように規制のハーモニゼーションを進めていくか、EUの動きも米英と同様に興味を持って見てゆくべきであろう。

（日本大学文理学部数学科 田中 周二）